

# 経済産業省

20210224保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020  
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和3年3月2日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日<br>改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日<br>20201022保局第1号 令和 2年11月 9日<br>20210201保局第1号 令和 3年 2月22日<br>20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日<br>改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日<br>20201022保局第1号 令和 2年11月 9日<br>20210201保局第1号 令和 3年 2月22日                                                                                                                                                                                  |
| <b>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 別表関係<br>（1） [略]<br>（2）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。<br><br>（3） [略]<br>（4）別表第1から別表第3までの下欄に定める検査の方法において、 <u>ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。</u> | 別表関係<br>（1） [略]<br>（2）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。 <u>なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。</u><br><br>（3） [略]<br>[新設] |
| <b>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 別表関係<br>（1）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。<br><br>（2）別表第1及び別表第2までの下欄に定める検査の方法において、 <u>ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、</u>                                                                                                                                                               | 別表関係<br>別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。 <u>なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。</u><br><br>[新設]                          |

ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。

#### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

別表関係

(1) 別表第3第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

(2) [略]

(3) 別表第3及び別表第4までの下欄に定める検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。

#### (5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

別表関係

(1) 別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

(2) 別表第1及び別表第2までの下欄に定める検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。

#### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

別表関係

(1) 別表第3第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

(2) [略]

[新設]

#### (5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

別表関係

別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

[新設]